

## 会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和2年12月8日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 守屋常雄君
- 18番 諸橋太一郎君
- 19番 市川圭一君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

- 11番 池辺己実夫君

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

## 令和 2 年第 4 回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	12月 4 日	金	午前 1 0 時	○延 会
第 2 日	12月 5 日	土	休 会	
第 3 日	12月 6 日	日	休 会	
第 4 日	12月 7 日	月	休 会	○議案調査
第 5 日	12月 8 日	火	午前 1 0 時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (83号～98号、100号、 101号) ○提案者説明 ○議案上程 (99号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○意見書案上程 (10号～12号) ○決議案上程 (4号) ○提案者説明 ○散 会
第 6 日	12月 9 日	水	午前 1 0 時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第 7 日	12月10日	木	午前 1 0 時	○開 議 ○一 般 質 問 ○散 会

第8日	12月11日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○議案上程 (83号~98号、100号、101号)</li> <li>○意見書案上程 (10号~12号)</li> <li>○決議案上程 (4号)</li> <li>○質 疑</li> <li>○委員会付託</li> <li>○休会の件</li> <li>○散 会</li> </ul>
第9日	12月12日	土	休 会	
第10日	12月13日	日	休 会	
第11日	12月14日	月	休 会	○総務常任委員会
第12日	12月15日	火	休 会	○教育民生常任委員会
第13日	12月16日	水	休 会	○産業建設常任委員会
第14日	12月17日	木	休 会	○議事整理
第15日	12月18日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○議案上程 (83号~98号、100号、101号)</li> <li>○意見書案上程 (10号~12号)</li> <li>○決議案上程 (4号)</li> <li>○請願上程 (5号)</li> <li>○各委員長報告</li> <li>○委員長に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉会中の事務調査の件</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 令和2年第4回牛久市議会定例会

### 議事日程第2号

令和2年12月8日(火) 午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について
- 日程第 4. 議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について
- 日程第 5. 議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14. 議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15. 議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16. 議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17. 議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18. 議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20. 議案第101号 指定管理者の指定について

- 日程第 2 1. 議案第 99 号 附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てについて
- 日程第 2 2. 意見書案第 10 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3. 意見書案第 11 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について
- 日程第 2 4. 意見書案第 12 号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について
- 日程第 2 5. 決議案第 4 号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

午前10時00分開会

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

11番池辺己実夫君より欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（石原幸雄君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番伊藤裕一君、9番柳井哲也君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第83号ないし議案第101号の19件、意見書案第10号ないし意見書案第12号の3件、決議案第4号の1件であります。

なお、今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告をいたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る12月4日から12月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は去る12月4日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第83号ないし日程第18、議案第98号、日程第19、議案第100号及び日程第20、議案第101号の18件を一括議題といたします。



- 議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について
- 議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について
- 議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第101号 指定管理者の指定について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

令和2年第4回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会できますことを感謝申し上げます。

議案の説明をする前に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

11月27日に茨城県知事から新型コロナウイルス感染症に関する緊急メッセージの発表がございました。国の指標がステージ3以上に相当する市町村を感染拡大市町村と位置づけ、ピンポイントで対策を実施することが発表され、現在牛久市を含む12市町が感染拡大市町村に位置づけられました。そのため、不要不急の外出自粛と酒類の提供をする飲食店などの営業時

間の短縮を12月13日まで要請する発表がございました。

牛久市の公共施設におきましても、当面の間、12月13日まで全ての市内スポーツ施設及び学校開放施設、各生涯学習センターなどを臨時休館として、また図書館については滞在型サービスを停止いたします。

市民の皆様、そして飲食店の皆様におかれましては、長引くコロナ禍の中で再び外出自粛や営業自粛の短縮要請、そして公共施設の臨時休館など、大変に御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

年末年始を迎え、季節行事における感染リスクが高まる行動には十分注意していただき、牛久市におきましても、年末の仕事納め式、来年の仕事初め式を行わず、職員の年末年始の分散休暇を促し、年末は12月23日、年始は1月6日に参加人数を最小限にして年末年始の訓示を行います。

感染状況が深刻化している中、今このような状況を市民の皆様とともに協力して乗り越えていきたいと思っておりますので、引き続き慎重な行動と3密を避けるなど、感染症拡大防止策の徹底をお願いいたします。

それでは、本定例会に提出しました議案につきまして御説明いたします。

本定例会に提出いたしました議案は、総合計画基本構想の策定、条例の制定及び改正、補正予算、附带上告の提起及び附带上告受理の申立て、損害賠償の額を定めること、指定管理者の指定など全部で19件でございます。

それでは、附带上告の提起及び附带上告受理の申立てを除く議案について説明申し上げます。

議案第83号は、牛久市第4次総合計画基本構想の策定でございまして、本市では平成23年度から第3次総合計画に基づき、まちづくりを進めてまいりましたが、少子高齢化が進行する中、平成29年には人口が減少に転じるなどの変化が起きております。社会情勢としてもグローバル化や、その進展、そして価値観及びライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く状況は大きく変化しております。

これらの社会情勢に円滑に対応できるまちづくりが必要となっており、これからの牛久市の将来像を見据え、今後のまちづくりの方向性を示し、市民の皆様とともににぎわいのあるまちづくりを進めるため、令和22年度を目標年次とする牛久市第4次総合計画基本構想を策定するものでございます。

この基本構想は、これからの地域の方向性として、様々な世代が共に暮らし、誰もが居場所と役割を持って活躍することができる「世代が循環する全世代・全員活躍型のまちづくり」により持続可能な地域を目指すこととしており、市民アンケートやパブリックコメントを経て、総合計画審議会において御審議を賜り、策定に至ったものでございます。そして、本市が目指

すべき将来像を「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまちうしく」とし、今後20年間のまちづくりを推進していくものでございます。

議案第84号は、牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例についてございまして、本件は、地方公務員法第29条の2第2項に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限について制定するものでございます。

議案第85号は、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑証明書を交付できるよう改正するものであります。

議案第86号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員の勤務時間、休暇等について改正するものでございます。

議案第87号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員の給与について改正するものであります。

議案第88号は、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、臨時的任用職員の旅費について改正するものであります。

議案第89号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第90号は、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございまして、本件は、地方税法の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

議案第91号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、令和3年度から国民健康保険税の普通徴収における暫定課税を廃止し、本算定課税のみの9期課税とし、納税義務者に分かりやすい保険税の課税方式とするものであります。

議案第92号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例でありまして、本件は、地方税法の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

議案第93号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）でありまして、既定の予算額に10億2,110万9,000円を追加し、予算の総額を382億9,823万円とするものでありまして、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものとしまして、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額計上、及び国の事業採択に伴う公立学校施設整

備費交付金の計上であります。

県支出金につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額計上、地域密着型サービス等整備助成事業補助金及び介護施設等開設準備経費補助金、及び茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金の計上であります。

繰入金は、介護保険事業特別会計繰入金の計上、及び今回の補正予算調製に伴い不足する財源について、財政調整基金繰入金を計上するものであります。

市債については、国の事業採択に伴い計上した事業の財源として計上するものであります。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費は、職員出退勤管理システム導入経費の計上、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となることによるコミュニティバス運行経費補償金の増額計上等であります。

民生費の社会福祉費は、地域密着型サービス等整備補助金及び介護施設開設準備経費等支援補助金の計上、障害者介護給付費の増額計上、及び前年度の精算に伴う国庫返還金の計上等であり、児童福祉費及び生活保護費は、前年度の精算に伴う国庫返還金の計上等でございます。

衛生費の保健衛生費は、牛久市医師会PCR検査センターの運営補助金の計上、及びうしくみらいエコフェスタ中止に伴う交付金の減額等でございます。

農林水産業費の農業費は、青果物等出荷用梱装箱補助金の増額計上、及び茨城県機構集積協力金交付事業費補助金の計上等であります。

商工費は、新型コロナウイルス感染防止対策補助金、及び牛久市持続化補助金の計上、うしくWaiワイまつりの中止に伴う補助金の減額でございます。

土木費の都市計画費は、新型コロナウイルス感染予防対策として実施する公衆トイレ改修工事費の計上等でありまして、教育費の小学校費及び中学校費は、国の事業採択に伴う工事費等の計上であり、社会教育費は、生涯学習センター予約システム及びオンライン講座対応機器等の導入経費の計上であり、保健体育費は、牛久シティマラソンの中止に伴う減額、及び体育施設予約システムの導入経費の計上等でございます。

第2表の繰越明許費につきましては、21事業について本年度内に完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものでございます。

第3表の債務負担行為につきましては、令和3年度における公共施設の管理業務及び機器等の保守業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございまして、及びタブレット端末貸借について限度額の変更をするものでございます。

第4表の地方債補正につきましては、国の事業採択に伴う事業債の追加補正をするものでございます。

議案第94号は、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありま

して、既定の予算額に1,093万3,000円を追加し、予算の総額を79億2,370万2,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、一般被保険者高額療養費の増額計上等でありまして、その財源として、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金を充てるものでございます。

第2表の債務負担行為につきましては、令和3年度における国保月報・調整交付金システム保守業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものでございます。

議案第95号は、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入につきましては、青果市場販売手数料の減収分について、青果市場財政調整基金から繰入れをするものであり、予算の総額に変更はございません。

議案第96号は、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に1億4,784万3,000円を追加し、予算の総額を55億9,984万3,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、職員給与費の増額計上、令和元年度精算に伴う基金積立金、及び前年度精算に伴う国庫返還金を計上するものであり、その財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金及び一般会計繰入金を充てるものでございます。

第2表の債務負担行為につきましては、令和3年度における地域包括支援センター運営業務等に関し、準備期間に日数を要することから新たに設定するものでございます。

議案第97号は、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に1億835万8,000円を追加し、予算の総額を19億8,735万8,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、後期高齢者医療保険料納付金及び後期高齢者保険基盤安定納付金の増額計上であり、その財源として、保険料及び一般会計繰入金を充てるものでございます。

第2表の債務負担行為につきましては、令和3年度における公金収納情報データ作成業務に関して、準備期間に日数を要することから新たに設定するものであります。

議案第98号は、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的収入及び支出、資本的支出、並びに債務負担行為について補正するものであります。

収益的収入及び支出、並びに資本的支出につきましては、職員給与関係の増額計上等であり、その財源として、一般会計補助金を充てるものでございます。

債務負担行為につきましては、令和3年度におけるポンプ場電気保安管理業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

議案第100号は、損害賠償の額を定めることについてでありまして、本件は、令和2年7月27日午後4時30分頃、牛久市柏田町3322番地37において、スズメバチ駆除の依頼を受けた環境経済部環境政策課職員が、巣の確認作業を終え帰庁するため、持参した金属製の駆除器具を公用車に積み込む際に、その先端が敷地内に止めてあった車両に接触し、右フロントフェンダー及びヘッドライトを損傷し、損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

議案第101号は、指定管理者の指定につきまして、本件は、牛久自然観察の森の指定管理者として、特定非営利活動法人うしく里山の会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、総合計画基本構想の策定、条例の制定及び改正、補正予算、損害賠償の額を定めること、指定管理者の指定の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第21、議案第99号を議題といたします。



議案第99号 附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てについて

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第99号は、附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てについてでございます。

本件は、令和元年（ネ）第3232号損害賠償請求控訴事件に係る東京高等裁判所の控訴審判決について、相手方が上告の提起及び上告受理の申立てをしたことから、市としても附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てをするものでございます。

詳細につきましては、お手元の議案書等、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第99号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第99号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第99号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第99号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、討論を終結いたします。

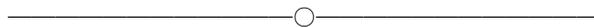
これより、議案第99号について採決いたします。

議案第99号、附带上告の提起及び附带上告受理の申立てについて、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第10号についてを議題といたします。



意見書案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。1番鈴木勝利君。

〔1番鈴木勝利君登壇〕

○1番（鈴木勝利君） 朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度

といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

そこで、犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
2. (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
3. 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長(石原幸雄君) 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第23、意見書案第11号についてを議題といたします。



意見書案第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

○議長(石原幸雄君) 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉君。

[3番秋山 泉君登壇]

○3番(秋山 泉君) 朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高

となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大にあたっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることのないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
  2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
  3. 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
  4. 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第24、意見書案第12号についてを議題といたします。



意見書案第12号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） 朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書（案）

報道によれば、自殺者はここ10年連続で減っていたが、本年7月から10月まで4ヶ月連続で自殺者が前年度を上回り、特に若者世代の自殺者の急増ぶりが顕著で、8月の20歳未満の自殺者は前年同月比2倍以上、20歳代は1.5倍になった。

学生・生徒等の自殺者を昨年と比較すると、59人から112人へとほぼ倍増である。医療系ベンチャー企業の調査によれば、大学生の44%にうつ病の可能性があり、全国大学生協連の調査では、将来や進路に不安を感じている大学生や大学院生が8割にのぼるといふ。学生団体「一律学費半額を求めるアクション」は9月30日、国の予算で対面授業の再開を後押しするよう求める集会を参院議員会館で開いた。学生の間からは「今こそ公的支援が必要。このままでは学生、大学が見殺しにされてしまう」といった切実な声が上がっている。

若者・学生に対する支援は対象が狭く、支給内容も薄い。「学生支援緊急給付金」10万円（住民税非課税世帯の学生は20万円）も、私立大学の授業料90万4,146円（平成30年度＝文科省調査）と比較して低い。長期にわたった休校やオンライン授業による巣ごもり化、アルバイト失業による生活苦、高い授業料……。さらに「就職はどうなるのか」「奨学金の返済は大丈夫か」という不安にさいなまれている若者も多い。

これ以上、若者の自殺増加を放置することはできない。若者の未来を暗いものにしてはならない。

よって、国・県は、以下の施策を早急に講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 若者の経済的困窮への対策として、若者緊急支援金を支給すること。
2. 学生の学費減免と給付型奨学金拡大、奨学金返還の減免・期限猶予・利子等に関し、困窮学生すべてに行き渡るよう抜本的に拡大強化すること。
3. 非正規雇用をはじめとするすべての労働者の雇用と生活を守るため、雇用調整助成金の特例措置による休業手当に関し、事業者への宣伝・指導を強め、手続きの簡素化をさらに進めること。
4. 中小企業の経営を守り、雇用を守るために、家賃を始め経営支援施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第25、決議案第4号についてを議題といたします。

決議案第4号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。4番長田麻美君。

〔4番長田麻美君登壇〕

○4番（長田麻美君） 決議案の朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

決議案第4号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議（案）

市は、市民の暮らしの中でのあらゆる相談に応じるとともに、関係機関との連携や福祉サービスにつなげるなど、適切な援助や助言を行い課題解決に向けた取り組みを行っている。しかし、その相談を受け付ける本庁舎1階の窓口カウンターは「相談者のプライバシーへの配慮に欠ける」との指摘がなされ、令和2年第3回定例会の一般質問でも取り上げられている。間仕切りの設置や相談スペースの確保は、ウィズコロナ時代における感染予防対策としても重要であり、早急な整備が求められる。

また、こども発達支援センター「のぞみ園」を児童発達支援センターとして拡充するための施設整備を求める声もかねてより議会で提起されている。背景には、近年、新生児医療の発達により増加傾向の医療的ケア児への対応をはじめとし、複雑化、多様化する課題に対応できる施設整備を訴える市民の声がある。

さらに、公共交通網の整備が進む本市にあつて中核的役割を担うコミュニティバスかっぱ号に関して、根本市長の「執行時期は未定であるが、75歳以上の市民について、コミュニティバスかっぱ号の利用料を無料化する」旨の発言があつたが、免許返納後の外出機会を維持するためにも重要となることから早期実現を望む声が上がっている。

そこで、牛久市議会は市民の福祉の増進につながるこれらの政策を推進すべきとの観点から、以下についての執行部の早急な対応を求める次第である。

記

1. 市役所本庁舎1階の障がい者や生活保護者等の窓口、相談スペース等の確保について、庁舎増設等を含め実現すること。
2. こども発達支援センターのぞみ園の施設を拡充し、児童発達支援センターに位置づけること。
3. コミュニティバスかっぱ号について、75歳以上の市民を対象とする利用料の無料化の導入時期を公表すること。

以上、決議する。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分散会